

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月3日
【会社名】	株式会社共同紙販ホールディングス
【英訳名】	KYODO PAPER HOLDINGS
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 郡司 勝美
【本店の所在の場所】	東京都台東区北上野一丁目9番12号
【電話番号】	03-5826-5171（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 木村 純也
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区北上野一丁目9番12号
【電話番号】	03-5826-5171（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 木村 純也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

平成30年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株に併合するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、郡司勝美、坂本浩紀、木村純也、金谷吉之助及び市川裕三の5名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として川又肇、川島英明、木村尚二及び長知明の4名を選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	5,606	18	0	(注)1	可決 98.82
第2号議案	5,609	15	0	(注)1	可決 98.87
第3号議案					
郡司 勝美	5,610	14	0	(注)2	可決 98.89
坂本 浩紀	5,610	14	0		可決 98.89
木村 純也	5,611	13	0		可決 98.91
金谷 吉之助	5,611	13	0		可決 98.91
市川 裕三	5,610	14	0		可決 98.89
第4号議案					
川又 肇	5,607	17	0	(注)2	可決 98.84
川島 英明	5,607	17	0		可決 98.84
木村 尚二	5,609	15	0		可決 98.87
長 知明	5,609	15	0		可決 98.87
第5号議案	5,588	36	0	(注)2	可決 98.50

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上